

わたしたちの町

人口(男)……4,501人
(女)……4,840人
計……9,341人
9月中の転入……14人
転出……13人
世帯数……2,306世帯

(9月末日住民登録人口調べ)

広報

あいかわ

昭和60年(1985年)10月21日 第330号 秋田県合川町 編集 総務課 電話 0186-78-2111

今月の紙面から

2面 教育参考林の植樹
3面 昭和59年度決算
4,5面 国民健康保険税と健康
6面 公開保育研究会

'85/10月 330号



「腰に袋が重いです」
収穫の秋たけなわ

カントリーエレベーター

田んぼの収穫作業は終盤に入りました。ここ農協カントリーエレベーターには、キヨニシキが運び込まれ、吸い込まれるように収納が進んでいました。五十九年度、六十年の新農業構造改善事業で能力向上工事を終えて、搬入作業は大幅にスピードアップ。今年は約二万俵の収納を予定しています。
しかし、今年は大豊作の予測とあらはらに「平年作がやつとではないか」と袋の重さからの感想。収穫期に入つての長雨で、作業の遅れに加えて、倒伏が広がるなどの影響が出ています。重い米の袋に、腰をたたきながらの搬入作業も、いま一つ表情が晴れませんでした。

搬入作業

大野台の里に喜びの歌声
開設二十周年式典

総合福祉施設「大野台の里」の開設二十周年記念行事が十一月一日の記念式典、二日の祝賀会と二日間にわたって行われました。

昭和四十年十月一日、精神薄弱者援護施設「愛生園」定員五十名が開設。現在は定員二百三十名に拡大した愛生園をはじめ精神薄弱者援護施設「厚生園」、心身障害者救護施設「ひばりが丘ホーム」、精神薄弱者通動寮「みさか寮」東京都委託精神薄弱者更生施設「合川新生園」、身体障害者援産施設「大野台グリーンハウス」軽費老人ホーム「大野台エコーハウス」の七施設に五百六十一名の入所者と二百二十名の職員になりました。式典では約三百名の出席者が施設関係者故者に黙とう。秋田県民生協会今井篤理事長が「園生を中心にして、みんなで力を合わせて、生き生きとした福祉施設に」とあいさつ。「園生の明るさに喜びを感じる」「生きがいある福祉施設」を感ずる。



記念事業で建設した野外ステージから高らかな歌声。

十一議案と
決算を可決

九月定例会

九月十七日から開かれた定例町議会で可決された主な議案は次のとおりです。

- ▽合川農村勤労福祉センター設置条例
- ▽合川町農業総合指導センター設置条例
- ▽合川町立林産物加工品等展示販売施設設置条例

各施設の建設にともない管理、利用などを定めたものです。

▽過疎地域振興計画の変更
町診療所に最新機器を導入するため計画を一部変更。

▽土地の取得
三木田関の沢に十二・二畝の緑地保全林を設置するため土地取得が同意されました。

▽町教育委員の任命
安部倉之助(増沢)を任命することが同意されました。

町長日記から

教育参考林の植樹は十月一日だったが、早朝は雨となり、字(あざ)が雨降沢だからと縁起をかついで心配したが、時間になったら雨がやんだ。三百二十八人の中学生はかもしかのように急斜面に散らばり、どんどん頂上をめざして植えていった。あとで感想をきいたら、「面白かった」の声が多く、何ごと子どもにとつて体験が不足していることを思わせた。

このあと、向い側の山林所有の三里部落へ行って、広場の造成のことなどを話し合った。つまるところ三里橋たもとからの農道の整備、教育参考林と広場の整備、三里林道からの接続一周林道の開設等によって、一連の部落開発と懸案の神社から五輪塔への迂回道の舗装についてである。ひとつの拠点となる教育参考林の所在部落の将来展望を考えているわけだ。

(義)

受け付けています

メキシコ地震救援金
日本赤十字合川町分区分
事務局 (役場内)

九月十九日にメキシコ中西部を襲った地震による災害は、死傷者が一万人以上と推定されています。非難な災害に、少しでも救援の手をさしのべるため、皆さんの協力をお願いします。

育ちゆく未来夢見て

三十周年記念 町教育参考林 合中生全員で植樹

十月十一日、三里(三木田字雨降沢)に設けられた合川町教育参考林の植樹が行われました。植樹にあたった合川中学校生徒や三里部落、町関係者に町長が「ふるさとを愛する心とともに、永久に残る林にする」とあいさつ。植樹に先立って開かれた臨時町議会で、その目的などを定めた教育参考林設置条例が定められたことを報告しました。

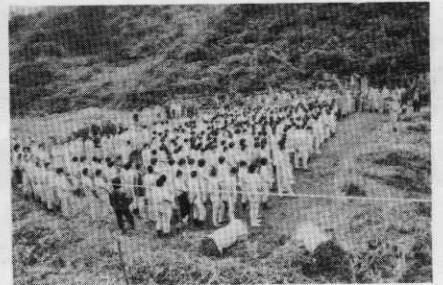


頂きの上からは周囲の村なみがすばらしい景観。



しっかりと根を広げ、ていねいに踏みつけ「じょうぶに育つように」と。

「芝生広場・駐車場を整備してみんなの憩いと町づくりの誓いの広場に」とあいさつ



急斜面に悲鳴? 歓声? をあげて大喜び。

第十回産業文化祭

講師に 村野賢哉氏

(宙開発) 講師 村野賢哉氏



第十回町産業文化祭は十一月九・十日、町民健康広場各施設を主会場に開かれます。第十回の記念行事として、例年以上のもり上がりになるものと予想されています。あなたも参加、あなたも出品—みんなで産業文化祭をつくりましょう。

科学技術評論家。昭和二

十一年、早稲田大学理工学部を卒業されNHKに入社。技術局、編成局を経て科学番組プロデューサーに就任。昭和三十六年には解説委員となり、科学解説番組の確立者であり、特にアポロ十一号の連続放送などで知られています。科学を私たちの身近なものとしてとらえ、夢あふれる講演が楽しみです。

あなたも参加

みんなで出品

産業文化祭

テーマ
特選『伸びゆく産業た
たえよふるさと』三浦
雅善さん(合川南小学校
五年)

入選『苦勞で築いた みんなの郷土』金田キクエ
さん(西根田)

合川と名づけ育てた三十
年 成田弘さん(李岱)

ポスター 特選 大野台グ
リーンハウス合作

入選 佐藤行雄(駅前)

町のこよみ

十月

18日 30日バドミントン、卓球教室

23日 新入学予定児童健康診断

24日 栄改りターナー研修

27日 県立博物館移動教室

31日 町民つな引大会

十一月

3日 秋の火災予防運動

9日 町産業文化祭



お知らせコーナー

かもしか
十月四日、町立えぞ館公園
高橋純一氏(合川町教育研究所 撮影)

今月の納期

固定資産税第3期

住宅に困っていること

入居予定 昭和六十年十二月一日

申込締切 昭和六十年十一月十五日

入居者の選考 町公営住宅入居者選考委員会で行います。申込用紙等、問い合せ先 役場建設課

国民年金

出かせぎは年金を確めて

出稼ぎなど、季節的に会社の厚生年金に加入される方は、役場福祉課(国民年金係)に届出ください。また、出稼ぎに出かけられる前に、国民年金保険料の納め忘れがないかもう一度確かめましょう。未納があると、万一の事故や病気の際、障害年金が受けられない場合があります。

お気軽に!!

移動行政相談室

町や国県の行政について、こまっっていること、納得のいかないことはありませんか。次のとおり移動行政相談室が行われます。電話でも、口答でも、気軽に相談ください。十月二十九日 午前九時~午後三時 三木田公民館 後三時 李岱公民館 三十日 午前九時~十二時 三十日 午後一時~午後三時 木戸石児童館

三十一日 午前九時~午後三時 役場会議室
行政相談委員 桜井栄治さん
下杉(☎七八二〇九五)

奨励金

農用地の貸借を町農業委員会が、農地の出し手・受け手の間を調整して行うことができます。農業委員会では権利の設定、移転計画をまとめた「農用地利用増進計画」を作成、公告することにより、安心して貸借が行われます。

この制度を利用すると▽農用地流動化奨励金がもらえます。▽約束の期限がくれば、離作料を支払うことなく、確実に返してもらえます。

農地の貸し借りを安心して行い、作れない人の農地を有効に利用して、作れる人は借りて規模拡大を図ることができ、経営の効率化を図る新しい方向を求めるとともに、この制度を活用ください。くわしくは、役場農村課または農業委員会にご相談ください。

確かめて

バイクの保険

自賠責(共済)に入っていないバイクは運転が禁止されています。取り締まりの対象になるばかりでなく、事故にあった場合、大きな責任を負うこととなります。乗る前に保険を確かめて加入していない場合は代理店、農協などで手続きください。

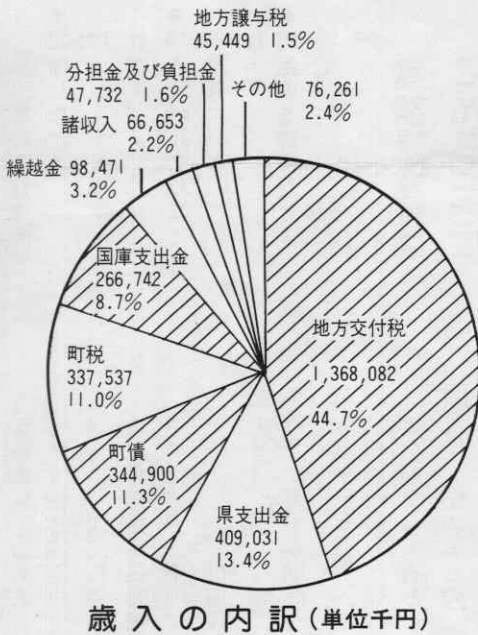
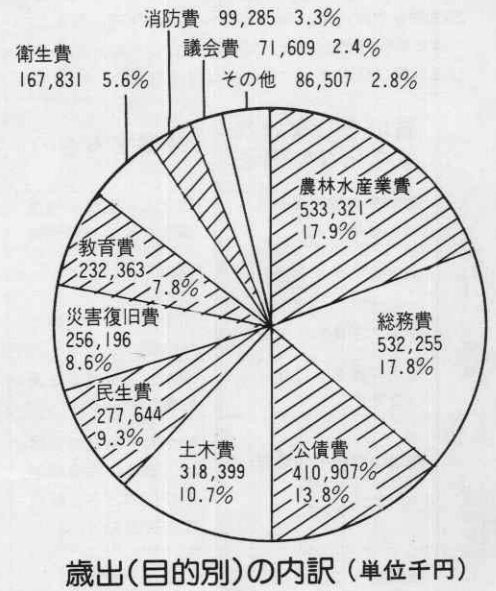
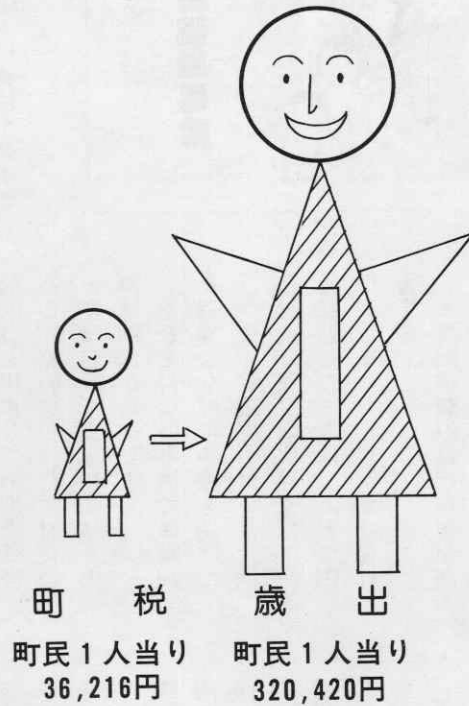
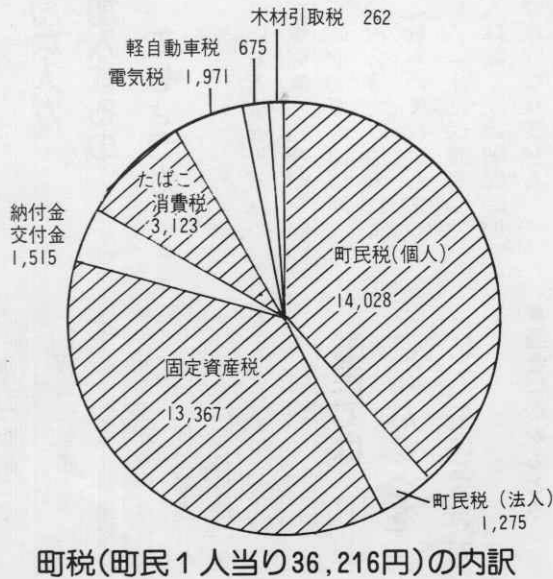
昭和59年度合川町各会計歳入歳出決算総括表

会計別	予算額	収入済額	支出済額	歳入歳出差引額
一般会計	3,044,452,000	3,060,858,409	2,986,317,418	74,540,991
国民健康保険特別会計	468,247,000	457,669,252	447,805,034	9,864,218
国民健康保険診療所特別会計	191,375,000	167,692,884	188,254,799	△ 20,561,915
簡易水道施設事業特別会計	113,325,000	112,470,858	112,470,858	0
老人保健特別会計	352,290,000	348,127,186	343,884,875	4,242,311
墓園特別会計	1,863,000	66,949	1,789,711	△ 1,722,762
宅地造成事業特別会計	5,946,000	5,495,810	5,495,810	0
合計	4,177,498,000	4,152,381,348	4,086,018,505	66,362,843

グラフで見る町の台所

〈59年度決算〉

町議会9月定例会では7会計総支出額40億8千6百万円余の町の59年度決算が認定されました。グラフと表でその内容の特集します。



経常収支比率の比較

合川町	82.5%
県内市町村平均	81.8%

公債比率の比較

合川町	14.7%
県内市町村平均	15.1%

歳出の内訳(性質別) (単位千円)

58年度決算	59年度決算	伸び率
普通建設事業費 969,169 (32.4%)	812,457 (27.2%)	△11.2%
補助費等 539,323 (18.0%)	532,152 (17.8%)	△1.3%
人件費 470,764 (15.7%)	495,441 (16.6%)	5.2%
公債費 372,032 (12.4%)	410,851 (13.7%)	10.4%
災害復旧事業費 212,482 (7.1%)	256,196 (8.6%)	20.6%
物件費 214,288 (7.2%)	262,092 (8.8%)	22.3%
扶助費・投資出資金 繰出金・維持補修費 積立金・貸付金 214,776 (7.2%)	217,128 (7.3%)	

普通建設及び災害復旧事業の状況

- 行用車購入.....342万8千円
- 下水溝整備補助.....129万8千円
- 焼却場施設補修工事.....419万4千円
- 新農業構造改善事業.....1億652万5千円

カントリーエレベーター能力向上工事・農村運動広場・園芸施設設備増強

- 養蚕振興対策事業.....367万円
- 農道整備事業(三里).....46万8千円
- たばこ作経営基盤確立推進事業補助.....70万円
- 農産物処理加工施設補助.....236万7千円
- 地域農業総合振興事業補助.....167万3千円
- 大豆乾燥調整施設補助.....98万5千円
- 農村総合整備モデル事業.....1億1,758万9千円

農道整備事業(八幡橋19号、西根田22号) 農業集落排水(三木田・下杉)集落農道(杉山田)

- 農道設計委託.....727万4千円

- 土地改良総合整備推進事業補助.....100万円
- 上杉溜池事業補助.....21万2千円
- 下杉溜池事業補助.....254万4千円
- 農道整備事業(木戸石).....1,940万3千円
- 農道整備事業(根田).....1,923万円
- 農免農道整備合川西部地区.....820万8千円
- 農免農道整備合川2期西部地区.....592万9千円
- 林道整備事業(増沢).....4,174万4千円

作業道(木戸石オの神・上杉中岱)遊具施設(大野台ハイランド)林間歩道・林間広場

- 山村林業構造改善事業.....4,650万2千円
- 間伐総合促進事業.....135万4千円
- 蝦夷館公園整備工事.....60万円
- 森林総合整備事業(公有林).....6,292万8千円

新植 3.9ha 補植19.9ha 保育 531.8ha

- 町道整備改良大野台駅線.....6,749万8千円

- 町道整備舗装摩当沢線.....2,196万3千円
- 町道整備舗装羽根山沢線.....2,209万3千円
- 公営住宅建設事業(林岱10戸).....7,171万9千円
- 町道整備側溝改良羽根山沢線.....120万円
- 町道整備改良舗装根田中沢線.....1,471万円
- 町道整備改良舗装川井神社線.....4,129万4千円
- 町道整備改良舗装桃栄1号線.....1,038万4千円
- 町道整備改良舗装木戸石芦沢線.....795万円
- 建物移転補償費.....600万円
- 防火水槽建設事業.....1,250万円
- 防火無線工事.....60万9千円
- 殉難碑建立工事.....517万5千円
- 教員住宅.....1,235万7千円
- 学校施設整備(中学校).....209万4千円
- バスケットボールリング取付工事.....50万円
- 広域合川球場整備.....170万円
- 町民体育館備品購入.....143万円
- 土地取得費.....5,145万6千円
- 農林施設災害復旧事業.....1億1,763万6千円
- 公共土木施設災害復旧事業.....1億3,856万円

健康を守る みんなの国保

そして健康を守る国保会計

私たちはふだん健康であつても、いつどんな病気やけがをするかわかりません。病气やけがをして、お医者さんの治療を受ければ当然お金がかかります。医療費が高くて、あるいはお金がないとお医者さんにかかれ大変です。

医療保険制度は、医療費の負担を少しでも軽くするために、ふだんからお金を出し合ひ、病气やけがをしたときの医療費にあてようという、相互扶助を目的としたものです。

このような医療保険制度のひとつとして、国民健康保険(国保)があります。

どんな人が 加入するの でしょうか

勤めている人はそれぞれの職場の医療保険(組合管掌健康保険、政府管掌健康保険、各種共済組合等)に加入しますが、これらに加入していない人(生活保護を受けている人は除く)は国保に加入しなければなりません。

なお七〇歳(寝たきりの場合六五歳)以上の人の医療については老人保健法が適用されます。

加入は世帯ごと

国保には世帯ごと加入します。そして一世帯に一枚の被保険者証が交付されます。同じ住居に住んで家計がいつしよの人は同じ世帯になります。

国保では こんなことを してもらえます

● 医者にかかる時
病气やけがをしたとき、国保を取り扱う病院、診療所で保険証を提出して治療を受けると、そのかかった医療費の三割は自分で支払い、残り七割は国保が負担します。

高額療養費は こんなときに 支給されます

● どのような場合に支給されるか
① 医療費の自己負担額が、一人、一カ月、一つの病院、診療所について五万一千円を超えた場合、その超えた分は国保が負担します。ただし、低所得者(住民税非課税世帯)については三万円です。



〈特集〉 国民健康保険

こんなときは必ず届出を

やむを得ない事情で保険証を持参しないで診療を受けたときや、看護婦の付きそい料、移送費、ギブス代等をたてかえ払いしたときは、あとで国保から払いもどしが受けられます。

また医療費の自己負担が高額な場合、一定額以上の負担について払いもどしがあります。

② 同月、同一世帯に医療費の自己負担額が三万円(低所得者は二万一千円)以上の場合が二回以上あった場合、その額を合算して五万一千円以上を超えた分については国保が負担します。

財源は国庫負担と 私たちの保険税

医療費がふえると高くなる保険税

国保の財源は、国庫負担とわたしたちが納める保険税でまかなわれています。保険税を納めていただかないと、国保制度が運営できな

くなりません。保険税を納めることは被保険者の義務です。期日までに納めるようにしましょう。納税義務者は世帯主

保険税を納めなければならぬ人(世帯主)は、世帯主です。たとえば世帯主が勤務先の健康保険にはいっていても、家族のだれかが国保に加入していれば世帯主が納税義務者になります。

いつから納めるか
職場の健康保険をやめたとき、あるいは、他の市町村から転入して、その居住地に住みはじめたときをいいます。届出がとれると、さかのぼって納めなければならぬことがあります。

国保こんな時には……?

交通事故にあった時



交通事故など、第三者から傷害を受けた場合、その医療費は、被害者に重大な過失のない限り、加害者が全額負担すべきものです。本来なら、医療費は加害者が直接お医者さんに支払うべきすじのものなのです。

したがって、国保としては、あとで加害者にその立てかえ分を請求することになります。

ところが、やっかいなことに、加害者と被害者の話し合いがつかなかったり、加害者に金の持ち合わせのない場合が多いわけで、そういう場合、国保を使って治療を受けることはもちろん差しつかえありません。

ただし、この場合、医療費は、本来加害者が負担すべきものを、国保が一時立て替えて支払ってやっていることとなります。

交通事故などのように、第三者から傷害を受けた場合は、示談を結ぶ前に、必ず国保へ届け出てください。

③ 一年間に、同一世帯に対しては国保が負担します。

④ 入院と通院は同じ病院、診療所でも別計算です。

⑤ 保険療養の対象とならない

(四面より)

税額は

こうして

決まります

保険税の額は、基本的にはその年の医療費に応じて決められます。医療費がふえれば当然保険税もふえることとなります。

課税額の決め方

各世帯の保険税の額は次のようなものを基礎として決定されます。

- 1、世帯別平等割額(一万一千七百円)
 - 2、被保険者均等割額(一万二千六百円)
 - 3、所得割額(六パーセント)前年度の収入から一定額を控除し、その額に一定率を掛けた額
 - 4、資産割額(三〇・九パーセント)
- その年の固定資産税に一定率を掛けた額

保険証を

大切に

しましょう

お医者さんにかかるときは必ず保険証を提出しなければなりません。

お医者さんはそれによってみなさんが国保に加入していることを確かめ保険による診療を行います。

保険証なしで診療を受けると、医療費は全額自分で負担しなければならぬことにな

ります。

保険証の取り扱い

- 1、交付されたら、被保険者の氏名などに間違いのないかどうかを確かめ、裏面の注意事項をよく読んでおきましょう。
- 2、お医者さんの診療がすんだら、必ず手元に保管するようにしましょう。

預けっぱなしは紛失など事故のもとになります。

- 3、他市町村への転出や職場の健康保険に入ったときは、ただちに国保の係へ返してください。
- 4、保険証に記入されている有効期間がすぎますと、その保険証は無効となります。
- 5、紛失したり、破れて使えなくなったときはすぐ国保の係へ届けを出して再交付を受けてください。
- 6、被保険者に異動のあったとき、自分で勝手に書き直すと、その保険証は無効になります。必ず国保の係で訂正してもらってください。
- 7、出かせぎ、長期の旅行、あるいは修学のため他の市町村に住むというようなどときは、一世帯に一枚の保険証では間に合いません。こういう場合、その被保険者のため、特に一枚の保険証の交付を受けることができます。

国保の係へご相談ください。

こんな人は 退職者医療制度の 手続きを忘れずに

国民健康保険の加入者で、会社や役所・団体・学校など

永年勤めて年金をもらっている七十歳未満の人およびその家族は、昭和五十九年十月一日

から、医療については退職者医療制度という新しくできた医療制度に移りその被保険者、扶養家族として診療を受けることとなります。

なお、七〇歳に達すると老人保健に移ります。

ただし、保険税は従来どおり国保に納めなければなりません。

●退職被保険者になる人

次の三つの条件にあてはまる人が退職被保険者として認められます。

- ① 国民健康保険の加入者である人
- ② 老人保険の適用をうけていない人
- ③ 厚生年金や共済組合などの被用者年金制度から老齢(退職)年金の支給を受ける人

ている人であって、年金保険の被保険者等の期間が原則として二〇年以上であるか、または、被用者年金制度に四〇歳以後に一〇年以上加入して、通算老齢(退職)年金の支給を受けている人。

●資格の発生と届出

退職被保険者となる日は、年金の受給権の発生した日となりますが、年金受給権が発生すると年金裁定の保険者より年金証書等が送られてきますから、年金証書等受領後十四日以内に、世帯主は町役場の国保の係へ、所定の届書に

年金証書等を添えて届出しなければなりません。

●一部負担金

○退職被保険者本人：医療費の二割

○扶養家族：外来は医療費の三割

入院は医療費の二割

○保険税

退職被保険者の保険税は、一般の国保の被保険者の算定方法に準じて行われます。そして、世帯単位に賦課されます。一つの世帯に一般の被保険者と退職被保険者が

る場合は、両方の合算額を世帯主に賦課します。

グラフで見える国保

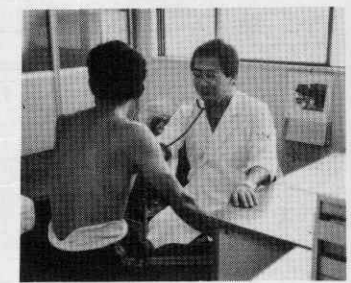
急増 昨年は医療費が

急増

国民健康保険と私達の生活は、今や切っても切れない大切なものになってきました。

こうした中で毎年のように医療費は増加しており、特に五十九年度の医療費は(グラフI)一人当たりで三十三%も急上昇しています。このまま上りのばりに医療費が増えつづけると、せっかくの助け合いを目的とした制度がくずれかねません。医療費の約五〇%は保険税です。五十九年十月に退職者医療制度が創設されたことに伴い、制度改正がなされ、国の補助率も今までの一定率から六・五%もダウンとなり、国保のサイフは非常に苦しいものとなっています。国の補助はほぼ一定率です。すなわち、税法によって保険税の値上げで医療費の不足分を補うこととなります。

「保険税が高い」という声



早期の病気発見による健康管理が大切

上の高さを示しています。そして、五十九年度では一般被保険者一人当たりが五十八年度に比較すると三十八%もアップしています。このように医療費が高くなるということは年々高度な医療技術の進歩による影響もあり、当然のように高額療養費が増えるわけです(グラフIII)

五十九年度の急激に上がった医療費を分析してみますと、老人前の働き盛りの中年層に重病患者が多発しています。このようなことは国保にとっても非常にありがたない結果であります。ですから国保では、このようなことがおこらないためにも一家の大黒柱である働き盛りの人を対象に五十七年から人間ドックを行なっているのです。

人間ドック一人当費用(個人負担)

一泊二日：四万五千円(一万五千元)

二泊三日：六万六千元(二万二千元)

このようなかたが、保険税の支払いが遅れたり、どこにおつたりすると、お医者さんから請求された医療費の支払いができなくなり、みなさんの健康を守ることに支障をきたすことにもなるのです。これを防ぐためにも、保険税は納期までに納めることが必要です。

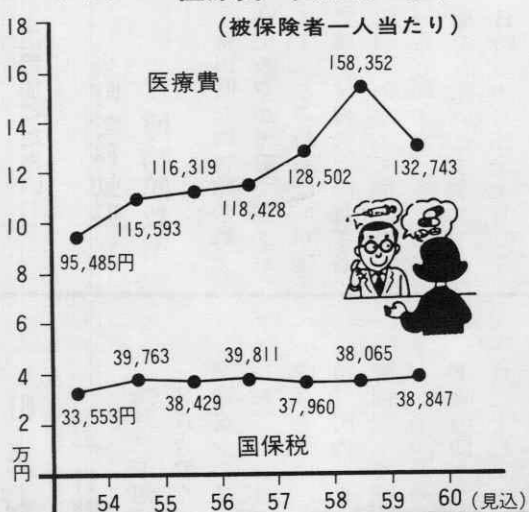
高い老人

一人当り医療費

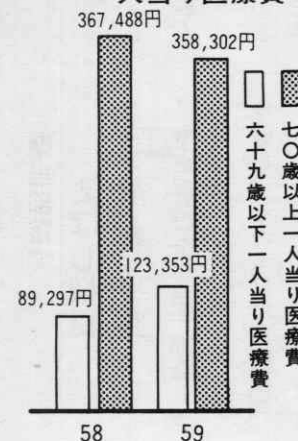
若年層も増加傾向

グラフIIでもわかるように老人一人当りの医療費は一般の一人当りにくらべて三倍以

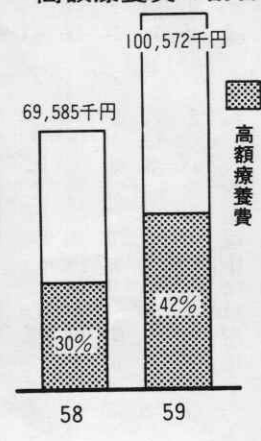
グラフI 医療費・国保税の推移



グラフII 年齢別の一人当り医療費



グラフIII 一部負担に対する高額療養費の割合



合川町30周年

広報思い出のページから

町政のアンケート
中学校統合を
呼びかけ



新田目
安部直治さん

合併後、初の町議会議員選挙は昭和31年3月27日に投票が行われました。それに先立って3月10日号(第10号)では「私が議員になったら」とアンケート。

〈昭和31年3月10日号〉

安部さんは1.中学校統合、2.道路網整備、3.農業政策の確立、を訴えています。「町長選挙をはじめ、当時は青年たちの力で、町を造っていきこうという強い意欲があふれていました。中学校統合は町村合併前から、ぜひ必要だと言われていたものが、場所のことなどでもめ続けていたものです。幸い比較的早く統合中学が実現したことで、全町的なまとまりができて、町の発展が生まれたと思っています。」

道路の整備も年々、進みました。「当時の道路を思い出したら、今は夢のようです。農業のほうも、区画整理がてき、カントリーがありますから、他町にうらやましがられていると思います。国県の政策にあわせて、何かが生まれてくることを期待しています。」

「子どもが別に職を持っていますので、農業は現役です。家と田畑を守ってがんばっています。若い人たちや子どもたちが町に増えて、新しい意欲が町政に反映されていく、明るい町が育つようにと願っています」と、当時を振り返って、なつかしい様子でした。

保育園の園児たちが造った怪物と木の葉の宝物などに大喜び



十月八日、合川西保育園を
主会場に、大館北鹿地区の公

西保育園で公開保育

のびのびあそび
きまりをまもる

公開研究会が開かれました。研究主題は「のびのびあそび、きまりをまもる」も。町内四保育園で共通テーマの年間保育計画を設け、その中から西保育園の「宝島探検ごっこ」が公開されたものです。あいにくの雨で、西小学校の体育館に、草花、怪物、宝物を持ちこんで、子どもたちは大はしゃぎ。その中で自然とのふれ合い、仲間と遊ぶきまりなどが育っていくようすが、参観者の目を細めさせていました。

ご参加ください
当町で移動県立
博物館教室

秋田県立博物館の郷土歴史教室が当町で開かれます。この教室は、現地で郷土学習のため毎年各町村をめぐって開かれていくものです。多くの参加をお願いします。日時 十月二十七日(日)午前九時三十分～内容 講話「合川地区の石造遺物」近世能代川上地方の林業と民衆「田島役について」。町内史跡めぐり(昼食持参)申込 農村環境改善センター

町長が

一日警察署長に

九月二十四日、島山町長が一日森吉警察署長に委嘱され、交通安全の呼びかけを行いました。当日は森吉警察署で委嘱状を受け、制服姿で街頭指導。町内の事業所、町立西保育園で、交通安全の指導。シートベルトの着用、飛び出し事故の防止など、死亡事故ゼロ二千日(十二月四日)の達成を呼びかけました。

大丈夫だろうの油断が
火災につながります

細心の注意で
確認「火の用心」
十一月三日
秋の火災予防運動

摩当部落で

えぼし様に
散索道路

摩当部落(金田雄一郎会長)で、「えぼし様」への散索道を整備し、その入口に案内標識をたてました。えぼし様(いぼし様)は言い伝えと、周囲の見晴しの良さが知られており、町道の舗装整備によって訪れる人が増えていくという事です。なお、散索道途中には湿地がありますので長くつでどうぞ。

善意のご寄付

- 〔香典返しにかえて〕
山田武弘 桃栄(故父幸男)
金田 武 新田目
桜田幸蔵 木戸石 (故父佐五郎)

慶弔だより

9月届

- お誕生おめでとうございます
奈良太吾 俊幹長男 増沢
金田隆宏 久美長男 西根田
高橋智子 一 二女 八幡岱
桜庭隼人 英美二男 雪田
金田真美 隆一長女 西根田
丸谷英里子 公作二女 駅前
桜田真菜美 資長女 東根田
後藤陽子 一義長女 駅前
近藤裕太 栄悦二男 李岱
謹んでおくりやみ申し上げます
桜田善太郎 本人 東根田
桜田由五郎 本人 木戸石
木村卯吉 運吉父 下杉
金田佐五郎 武 父 新田目
九島貞二 本人 芹沢

交通安全

危険です

この場所でこんな事故が⑦

県道二ツ井森吉線は、八月に上杉下杉バイパスが開通しましたが、八幡岱、木戸石、増沢地内は狭い道路が続きます。各部落内にカーブがあり見通しが悪いので、飛び出し事故や、歩行者をはねるなどの事故が心配されます。制限速度をしっかりと守り、雪道や夕暮れ時は、特に除行を心がけましょう。

増沢宇小瀬渡場(県道)
事故 車・バイクの追突事故



立冬⑤4

「十月二十三日は「降霜」。こよみの上では、秋から冬に一步一步近づいています」と、テレビで季節の変わり目を伝えるアナウンサーの声が聞かれます。

十一月七日の立冬、十一月二十二日の小雪、十二月七日の大雪、十二月二十二日の冬至、と暦の上での冬がやってきます。立冬は、昔、中国の王様が家来をつれて、北に冬を迎えに出かけたという話が残っています。そして、暦の上では立春の前日、節分までが冬に入ります。北国では、暦よりも先に初雪が降ることもありま

